

令和 7 年 6 月

江南市議会総務委員会会議録

6 月 17 日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

令和 7 年 6 月 17 日〔火曜日〕午前 9 時 30 分開議

本日の会議に付した案件

議案第 57 号 江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第 58 号 江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第 59 号 江南市市税条例等の一部改正について

議案第 62 号 (仮称) 江南市多世代交流プラザ建設(建築)工事請負契約の変更について

議案第 63 号 (仮称) 江南市多世代交流プラザ建設(電気設備)工事請負契約の変更について

議案第 64 号 (仮称) 江南市多世代交流プラザ建設(管)工事請負契約の変更について

議案第 65 号 令和 7 年度江南市一般会計補正予算(第 3 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

議案第 69 号 災害対応特殊救急自動車売買契約の締結について

年度調査事項について

行政視察調査日程について

行政視察の調査先及び調査項目について

当委員会の研修会について

出席委員(6 名)

委員長 須賀博昭君

副委員長 土井 紫君

委員 野下達哉君

委員 稲山明敏君

委員 中野裕二君

委員 藤岡和俊君

欠席委員(0 名)

委員外議員（８名）

議 員	堀	元 君	議 員	伊 藤 吉 弘 君
議 員	東 猴 史 紘 君	議 員	大 薮 豊 数 君	
議 員	石 原 資 泰 君	議 員	長 尾 光 春 君	
議 員	岡 地 清 仁 君	議 員	牧 野 行 洋 君	

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	石 黒 稔 通 君	議事課長	間 宮 徹 君
主 任	光 永 翔 太 君		

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤 田 和 延 君
----	-----------

危機管理室長兼水道部長兼水道事業水道部長

	茶 原 健 二 君
企画部長	平 松 幸 夫 君
総務部長	河 田 正 広 君
消防長	花 木 康 裕 君

秘書人事課長	山 口 尚 宏 君
秘書人事課副主幹	古 川 幸 恵 君
秘書人事課副主幹	梶 浦 太 志 君

企画課長	大 池 慎 治 君
企画課主幹	浅 野 耕太郎 君

財政課長	矢 橋 尚 子 君
財政課主幹	伊 藤 俊 治 君

税務課長	金 川 英 樹 君
------	-----------

税務課主幹	古	川	雄	一	君
税務課副主幹	丹	羽	克	仁	君
税務課副主幹	横	川	幸	哉	君
税務課副主幹	杉	江	善	和	君
総務課長	今	枝	直	之	君
総務課副主幹	清	野	慶	太	君
消防総務課長	杉	本	恭	伸	君
消防総務課主幹	村	上	祥	一	君
消防総務課副主幹	畑			毅	君

○委員長 それでは、定刻よりちょっと早いですが、皆さんおそろいのようにございますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日は総務委員会を開会しましたところ、委員の皆さんはじめ当局の皆さん、早朝よりお集まりいただきましてありがとうございます。

今年度委員長を仰せつかりました須賀と申します。よろしくお願いします。

今回、当委員会に付託された議案は、議案第57号から議案第69号までの8議案でございます。慎重審議な御審議をよろしくお願いいたします。

ここで、委員会の服装ですが、時節柄、上着、ネクタイの着用につきましては、適宜お取り計らいくださいますようお願いいたします。

当局から御挨拶をお願いします。

市長、お願いします。

○市長 おはようございます。

去る6月5日に6月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件であります。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げまして、簡単でありますけれども、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長 お願いします。

市長は公務により御退席されますので、よろしくお願いいたします。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第57号 江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてをはじめ8議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開会いたします。暫時休憩します。

午前 9 時 25 分 休 憩

午前 9 時 31 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、委員外の議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員からの発言の申出があったときは、その許可を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許可を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、主幹・副主幹の方は、それぞれの担当の議案のときに出席していただき、その後は退席していただいても結構です。

議案第57号 江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○委員長 それでは最初に、議案第57号 江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書人事課長 それでは、議案第57号につきまして御説明申し上げますので、議案書の9ページをお願いいたします。

令和7年議案第57号 江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

次の10ページ、11ページには、江南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）を、次の12ページから14ページには参考といたしまして、新旧対照表を掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員 では、まず確認ですが、国の法律が変わったので条例改正するということでよろしかったですね。

○秘書人事課長 そのとおりでございます。

○藤岡委員 では、改正ポイントを絞ってというか、今回この条例改正でこういうのが、ここが変わるんだというポイントをちょっと教えていただきたいです。

○秘書人事課長 今回の条例改正のポイントといたしましては、議案書の12ページ、13ページにかけまして、新たに条例の第17条の2が追加になっております。

 こちらの規定の内容といたしましては、妊娠、出産等についての申出をした職員に対しまして、出生時両立支援制度に関する情報提供、それからそういった職員の制度を利用されるかどうか、そういった意向確認、そういったことを行う義務づけの規定が今回追加になっております。以上でございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○土井委員 今御説明いただいた情報提供や意向確認は、義務づけられる前からされていたと思うんですけど、今後、運用面で何か変わったり、実施方法について考えていることはありますか。

○秘書人事課長 おっしゃられますとおり、これまでも職員に対してこういった制度の周知というのは行っているところでございますけれども、今回、次の議案にもありますように、いろんな様々な制度というのが改正されてきておりますので、そういった制度の改正内容も含めて、市のほうで職員向けに子育て支援のハンドブックというのを作成しておりますので、そういったものの内容を更新しながら、そういった情報提供のほうに努めてまいりたいと考えております。

○委員長 よかったですか。

 ほかに質疑はございませんか。

○稲山委員 次の議案にも関係してくることなんですけれど、国のほうからこういった制度の改正がいろいろと行われてきて、市の職員に対して取りやすい休暇というようなことがどんどん起きてきておると思うんですけど、市の

業務内容としては、それに対応をこれからしていくことが本当に、皆さん手を挙げられてくると思うんだわね。今後、育児休業だろうが、いろいろな面で、介護だとかいろんな面で手を挙げられてくると思うんだけど、そうしたときに業務として弊害というのは起きてくる可能性があると思うんだけど、その辺はどうなんだろうかなあと思うんだけど。

○秘書人事課長　今の御質問といたしましては、こういった制度の育児休業であったり、子育てに関する支援の制度が充実してくることによって、その職場の業務への影響という御質問かと思います。

市といたしましては、そういった制度を充実していくことによって、職員のほうが取りやすい制度というのは充実してくるんですけども、それに対して周りの職員のサポートというのも非常に負担が大きくなっている部分があるかなと思っておりますので、職員体制、そういったところについては、各課の状況をしっかりと確認しながら、職員の配置、そういった職員の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○稲山委員　どちらにしても、経営者と使用人と、全てのこういった業務を行っていくためには、どうしても正反対な方向性を、絶対向いてくると思うもんだから、その辺を市の職員の意見もやっぱりいろいろと聞きながら、また市のこれからのやり方もしっかりと説明しながらやっていって、業務に支障がないような体制をつくっていただきたいと思っております。

多分、新入職員自体もこれからどんどん少なくなってくると思う。また、公務員の募集も多分少なくなってくると思いますので、その辺も考慮しながらやっていただきたいなあと思っていますので、よろしくお願いします。以上です。

○委員長　答弁はいいですか。

○稲山委員　はい。

○委員長　ほかに質疑は。

○野下委員　ちょっと教えてほしいんですけど、13ページのところなんですけど、第17条の2第2項のところで、任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員云々と書いてあるんですけど、前にはこの項目は入っていないと思うんですけど、これ特別に3歳未満の子を養育する職員に対しても、これを

やっていくということ、新しくこれが追加になったんでしょうか。

○秘書人事課長　今こちら、条例の第17条の2の第2項の規定の追加の部分でございますけれども、こちらの第2項につきましては、おっしゃられるように、3歳に満たない子を養育する職員に対しての義務づけとなっております。その1つ前の第17条の2の第1項につきましては、こちらは妊娠、出産等のタイミングでの職員への義務づけといった形になっておりまして、こういった2段階の規定が追加されたということで御理解いただければと思います。

○野下委員　ということは、今、これはまだ施行されていませんから、現時点ではこの項目はないわけですね。だから、出産とか妊娠の場合はあるかも分かりませんが、今、これはないんですね。

今、もし取ろうとしたらどういうふうになるんですか。ここに該当する人が育児休業を取りたいという場合は、ここあんまり関係してこないと思うんですけど、こういう場合というのはどういうふうに今されていらっしゃるんですか。

○秘書人事課長　条例として今回義務づけられた規定のところを追加して、新たな規定ということでございますけれども、これまでもこういった随時職員への情報提供というのは行っておりますので、あくまでこの条例上こういった規定が設けられたというふうに御理解いただければと思います。

○委員長　よろしかったですか。

野下さん、いいですか。

それでは、ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時42分　休　憩

午前9時42分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第58号　江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○委員長　続いて、議案第58号　江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書人事課長　議案第58号につきまして御説明申し上げますので、議案書の15ページをお願いいたします。

令和7年議案第58号　江南市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

次の16ページ、17ページには、江南市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）を、次の18ページから22ページには参考といたしまして、新旧対照表を掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員　議場で議案質疑もされた内容と重なるところがあるんですけども、一応確認のために、1日につき2時間までというところと、年間で77時間30分と、これが10日間分というような話と、この1日につき2時間取ると77時間30分だとたくさん取れるような気がするんですけども、この10日間分というのと、その兼ね合いはどういうふうになっていますか。

○秘書人事課長　1日につき2時間までというのが今現状の部分休業制度でございまして、それと別に1年につき10日取得できるという、今回第2号部分休業というのが新たに設けられたということで、こちらいずれかを選択す

るという形の制度となっておりますので、お願いいたします。

○委員長　　よろしいでしょうか。

○藤岡委員　　有給休暇を取るときもそうなんですけれども、理由はもう何でも、子の体調不良とかの付添いだとか、保育園とかの運動会だとか、特に理由は何でもオーケーで取れるという形でよかったんですか。

○秘書人事課長　　育児に関する部分というところで、広く御利用いただける制度となっております。

○藤岡委員　　あと、非常勤の方も同じく1日当たりの勤務時間掛ける10日間分ということの、確認ですけれども、お願いします。

○秘書人事課長　　非常勤職員、主に会計年度任用職員の方になりますけれども、こちらにつきましても正規職員と同様に、その方の勤務時間に応じてになりますけれども、1日当たりの勤務時間掛ける10日分が部分休業として年間取得できるという制度となっております。

○委員長　　よろしいでしょうか。

○藤岡委員　　はい。

○委員長　　ほかに質疑はございませんか。

○土井委員　　先ほどの議案でもちょっと職場への影響みたいなことの御質問がありましたけれど、やっぱり制度があるだけでは休みづらいこともあって、周りの方の理解でしたり、実際に休みが取れるだけの仕事の体制ができていないと、年休と同じであっても使わないということになってしまうんじゃないかなと思うんですけれど、管理職の方は多分、もちろん研修というか、これから御理解されていくと思うんですけれど、役所全体で制度の対象でない方も理解できるような機会があるのか、そういう受け入れる体制づくりというのはどうなっていくのか、今のところ計画がありましたら教えてください。

○秘書人事課長　　こういった制度を取得できるようにするためには、やはり周りの職員の理解であったり、人員体制というのが重要になってきますので、そういった職員の理解という意味では、いろんな各種研修、そういう管理職向けの研修というのも実施しておりますので、そういったところの理解を深めていくと同時に、こういった制度はどんどん拡充されてきておりますけれ

ども、こういった制度を皆さん取られるということを前提とした人員体制の構築に努めてまいりたいと思っております。

○委員長　よかったですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩します。

午前 9 時 47 分　　休　憩

午前 9 時 47 分　　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 58 号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 59 号　江南市市税条例等の一部改正について

○委員長　続いて、議案第 59 号　江南市市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○税務課長　議案第 59 号について御説明申し上げますので、議案書の 23 ページをお願いいたします。

令和 7 年議案第 59 号　江南市市税条例等の一部改正についてでございます。

跳ねていただきまして、次の 24 ページには江南市市税条例等の一部を改正する条例（案）を、少し飛んでいただきまして、31 ページから 44 ページにかけて新旧対照表を、45 ページ、46 ページには市税条例改正（案）の概要を掲げてございます。

説明は以上でございます。なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○稲山委員　　地方税法の改正、国の改正ですのでどうのこうの言っても始まらないとは思いますが、ただ江南市に影響が出てくるのは、多分市県民税関係とたばこ税が一番多くかかってくると思うんだけど、影響が。多分、軽自動車税の原動機付自転車については、そんなにはどうのこうのということはないかなあと思うんですけれど、この市県民税、こういった扶養控除の特別控除が拡大されているような文を見ると思うんだけど、これによって江南市に対してどのぐらいの影響があるのか。

また、たばこ税についても約5億円ぐらいの税金がいつも入ってくるんだけど、これはざっと見ると何か増えるというような雰囲気なんだけど、これに対してはどのぐらいのたばこ税というのは、吸う方が少なくなってくればという話なんだけど、ずうっと言われておる中で5億円をキープしておるのは非常にありがたいことだなあと思うんだけど、どのぐらいの影響があるかなあということをちょっとお聞きしたいんですけれど。

○税務課長　　まず、市税への影響額ということでございますが、たばこ税に関しましては、議案質疑の際も総務部長のほうからお答えさせていただいたと思うんですけれども、実際たばこ税として計算するとき、本数に税率を掛けるんですけれども、その中で加熱式たばこがどれだけ、紙巻きたばこがどれだけといったような区分がされて申告が出てきておりませんので、加熱式たばこの今回の改正による影響額を推計するのは非常に困難となっております。ただ、税収自体は上がることに間違いはないんですけれども、その金額を大体という形でもちょっと今はじき出すのは非常に困難となっておりますので、そこは御理解いただきたいと思います。

○委員長　　市民税も。

○税務課長　　続きまして、市民税、個人市民税の今回の扶養の関係でどのぐらいの影響が出てくるかということでございますが、今回、議案のほうに上げさせていただいています特定親族の特別控除、19歳から23歳までの大学生年代の方の収入、こちらの場合なんですけれども、こちらにつきまして、こちらの推計もなんですけれども、世帯ごとの家族構成でしたり、世帯主の収

入状況、あとは特定扶養親族となる大学生世代の方のアルバイト収入も様々でありますことから困難ではあるんですけれども、令和7年度当初課税、6月の時点でまだあくまでも仮の計算になりますけれども、そこで世帯構成など、アルバイト収入など、今回と全く同じ状況であるというふうにかなり条件を絞って仮定いたしましたところ、この年代の方の今回の改正による影響による扶養控除、扶養のついていなかった方が扶養につけることができることによる金額については約4,800万円ということで、この分が市税から減収になると見込まれますが、あくまでも仮定の計算によるものでございます。

ただし、アルバイトされる本人の方も、金額によっては市民税が発生するということにもなりますので、この4,800万円という数字が丸々減収となるということはないと考えております。

○委員長 稲山委員、よかったですか。

○稲山委員 はい。

○野下委員 これは国で決めることなんで分からないかもしれませんが、たばこ税の加熱式たばこ税が新しく新設とありますよね。これ、今までは加熱式のたばこには課税されていないということなんでしょうけれども、今回こういうふうに加熱式も課税されるということの背景にはどういうことがあるんでしょうか。

先ほどの市の税収は、今のたばこ税はあんまり変わっていないということなんですけど、たばこを吸う人はだんだん少なくなってくる、だからたばこの値段も上がっている。その辺であんまり変わっていないかも分かりませんが、今回この加熱式を入れるということは、そんだけ税収が増えるということなんですけど、税を増やすためにやっているのか、それとも同じたばこなんで平均で平等のことでやるのか、その辺はどういうふうに捉えればいいんでしょうか。

○税務課長 たばこ税に関しましては、これまでも加熱式たばこにつきましては課税はされておりましたが、ただ税負担水準が紙巻きたばこに比べて本数の計算が低く、課税の公平性を欠いているという状況にありまして、紙巻きたばこの税負担に近づけるような形で、今回特例ということで、紙巻きたばこと同じ課税に近づけるような改正を国のほうで行いまして、それを地方

たばこ税においても同様の見直しをするということに至ったものでございます。

○野下委員　たばこを吸わないんで認識がなかったんですけども、加熱式も今もあるということですね、課税されているということで。だから平等にしようということなんですね。

○税務課長　そのとおりでございます。

○藤岡委員　先ほどの回答でも、紙巻きたばこと加熱式たばこのそれぞれの税収入が幾らか分からないので、どれだけ増額になるか分からないということであったんですけど、江南市じゃなくて、大体日本全体的に、一般的に今、紙巻きたばこと加熱式たばこが何対何の比率ぐらいで吸われているのかという、そういうもしデータがあったらちょっと参考になるので教えていただきたいんですけど。

○税務課長　申し訳ございません。具体的な推計は困難なんですけれども、厚生労働省が実施いたしました令和５年国民健康栄養調査という資料がございますが、そちらによりますと、習慣的に喫煙している方の割合が15.7%、男性が25.6%、女性が6.9%。このうち、喫煙しているたばこ製品のうち、加熱式たばこの割合が、男性が38.5%、女性が42.3%とこういう数字は出てはおります。

○委員長　よろしいでしょうか。

○中野委員　ちょっと初歩的なことからで申し訳ないんですけど、これ区分所有のマンション、これわがまち特例で、修繕しても固定資産税の減額措置があるのか、これ基本的にどういう内容になるのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

○税務課長　こちらのマンションについての関係なんですけれども、こちらはマンション居住者の高齢化などに伴う負担力の低下と、近年の修繕工事費の上昇などによりまして修繕積立金が不足し、必要な大規模修繕工事の実施が懸念される状況にあることを鑑みまして、修繕積立金の確保と大規模修繕工事を適切な時期に実施するよう促すことを目的にこちらは創設され、令和５年の税制改正のときに創設されました。

その内容につきましては、マンションの大規模修繕工事が完了した翌年度

分の建物に係る固定資産税額について3分の1減額するといったものでございます。

○中野委員　これ何か、管理組合か何かの申請がどうちゃらこうちゃらと書いてあったんですけど、これ管理組合のほうで申告しないとそういう適用は受けられないということですか。

○税務課長　これまでは区分所有の方からの申出、申請ということだったんですけども、今回はその方々から申請がされない場合でも管理組合等が申告できる規定を今回新たに追加したものでございます。

○中野委員　今、区分所有だと、個人で持っている自分の部屋だったりとかあると思うんですけど、それじゃなくても管理組合がそういうふうに申請すれば、そういうふうに適用、1個ずつの部屋に適用してくれるということなのか。また、大規模修繕で、例えば外壁とかわあっと修繕するのと、部屋の中を修繕するのと、いろんな修繕があると思うんですけど、それは、これ大規模修繕と書いてあるもんで、外壁とかを想定している話なのか、区分所有の部屋の中のことを言っているのか、どっちになるのか。

○税務課長　その工事なんですけれども、これはやはり大規模というようなことでございまして、外壁塗装でありましたり床の防水工事、屋根の防水工事といったような建物全体のことを想定しておるものでございます。

○委員長　いいですか、中野委員。

○中野委員　また個人的に聞きます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

〔挙手する者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようですが、ただいま大薮議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許します。

○大薮議員　発言の許可をいただきましてありがとうございます。

ページ数で39ページ中段です。

今、中野委員が話していた内容の関連でお聞きします。

新旧対照表に書いてある特定マンション、この特定マンションというのが市内に何棟、何戸あるのか教えてください。これが1点目です。

2点目、先ほどお話しした申請が、管理会社が一括して行わなければならないというふうなんですが、例えば管理会社がこの内容を知らずに怠っていた場合というのは、個人所有の人が個人で申し出てもいいものなのかどうか、これも教えてください。

さらに3つ目です。これによって予測される税収の増はないと思う、減だと思うんですが、どれぐらいなのか。この3点をお願いします。

○税務課長 [※]まずマンションの棟数でございますが、築20年以上が経過し総戸数10戸以上のマンションは、これは市内に164棟ございます。

○大薮議員 戸数は。

○税務課長 申し訳ございません、戸数は把握しておりません。棟数でございます。

申し訳ございません。あと、2つ目の管理会社、今回の改正は、区分所有者でなくとも管理組合の管理者等からも申請ができるということになったもので、その管理会社が申請を怠っていた、やっていなかったという場合ですと、従来どおり区分所有者の方からの申請になるかと思われま。

あと、3点目のどのくらい減額になるかにつきましては、今のところその対象となるマンションが修繕でこの減額の申請をしてみえるマンションがありませんので、どのくらいの減少になるかは把握できておりません。

○大薮議員 ありがとうございます。

これからマンションを建てたいなあという建築関係の会社はたくさんあると思いますので、この辺しっかり数字のほうを把握していただいてというふうに要望して終わります。ありがとうございます。

○委員長 ほかに御意見ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

※ 後刻訂正発言あり

暫時休憩いたします。

午前10時07分 休 憩

午前10時07分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第59号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議案第62号 （仮称）江南市多世代交流プラザ建設（建築）工事請負
契約の変更について**

○委員長 続いて、議案第62号 （仮称）江南市多世代交流プラザ建設（建築）工事請負契約の変更についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長 議案第62号につきまして御説明申し上げますので、議案書の56ページをお願いいたします。

（仮称）江南市多世代交流プラザ建設（建築）工事請負契約の変更についてでございます。

参考資料といたしまして、次の57ページには仮変更契約書を掲載させていただいております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員 これって議案第62号、議案第63号、議案第64号一括でいいのか。

○委員長 一応別々でやっています。申し訳ないです。別々でお願いします。

○藤岡委員 これは国の法律で決まっているからだと思うんですけど、やはり民間だと一番最初に契約したらその金額のままでいっちゃうと思うんですけども、こういった最初に何があっても金額は変更しませんよみたいな契

約は、もう市としてはやはり結ぶことはできないんですよ。こういった金額変更をやはりやらなきゃいけないというのはもう決まっていることで、やらなきゃいけないということですね。確認ですが。

○総務課長 こちらのほうは、令和7年3月以降に発注する建設工事におきます予定価格の積算の際に適用する新労務単価が令和7年2月17日に国で決定されたことから、国の通知に基づいて対応するものでございますので、全国一律として適用する必要があるというふうに考えていただいていいかと思います。

○土井委員 これすごい素人なので、ちょっととんちんかんな質問だったら申し訳ないんですけど、2月に国土交通省が労務単価の引上げを発表していて、これ4月の入札で4月臨時会を開いて締結しているので、4月の段階で2月に発表された価格というのを反映させた上で議決を通すことはできないものなのでしょうか。

○総務課長 こちらの建設工事でございますけれども、旧労務単価に基づく予定価格で令和7年2月17日に一般競争入札の公告を実施しておりますことから、4月21日に本契約は結んでおりますけれども、タイミングとして新労務単価が間に合っていないタイミングでの実施せざるを得ない状況でございますということでございます。

○委員長 よかったですか。

○土井委員 すみません、御説明いただけるとうれしいんですけど、2月の公告の段階じゃあ反映できなかったのはそうだと、このタイミングでの引上げになったのは、2月に引上げは発表されているので、もっと早い段階で変更するか……。これ本当にすみません、分からないんですけど、あんまり議会で議決した予算が五月雨式にどんどん増額されるのってよくないと思うんですけど、4月の臨時会にかかる前にもう一回見直して議会の議決に付すことはできない、どうしてもこうなってしまうのでしょうか。

最初の公告のときに旧労務単価だったのは理解したんですけど、その後、見直すタイミングというのは、何が何でもここになってしまうものなののでしょうかという。

○総務課長 4月臨時会に上程させていただいたものは、落札業者は決まっ

たものの、議決案件でございましたことから仮契約の状況でございましたので、契約がまだ済んでいないという状況の中で議決をお願いしたものでございますので、そういったタイミングもある中での話でございます。

○土井委員 ありがとうございました。

○中野委員 どういうふうに聞いていいのか分からないんですけど、議案第62号でいくと、契約金が11億円で増額が570万円、議案第63号のほうが1億9,000万円で300万円ぐらい上がっている。この内訳の増額の根拠というか、理由をちょっと聞きたいんですけど、こういう聞き方でいいのかな。

○総務課長 当初契約時点での労務単価及び物価単価に入れ替えて積算を直しております。

建築工事の主要資材でありますコンクリート、鉄骨、鉄筋のうち、鉄骨と鉄筋の価格が当初積算時点よりも減少しておりましたことと、それからコンクリートの価格の上昇が低かったということが、電気設備工事や管工事と比較して建築工事のほうが増額率が低かった一因というふうに考えております。

なので、見直しとしては、労務単価及び物価単価の入替えと、その中の物価単価のうち、建築工事に占める部材の部分が上昇率が低かったり、価格が逆に下落したりというところがあったことから、その他の設備工事や管工事と比較して増加率が低くなったというものでございます。

○中野委員 主にそれでいくと、建材の率が上がってこの金額の差が出ているという認識でいいの。人件費じゃなくて建材という認識でいいの。

○総務課長 主要資材で申し上げますと、先ほど言いましたように、コンクリートの上げ幅が少なかった、それから鉄筋や鉄骨の上がり幅が逆に減少したということで、部材のほう下がったということで、部材の割合の多い建築工事のほうの上げ幅が、労務単価が上がっているにせよ、ほかに比べると少なくなったということでございます。

○中野委員 要は、人件費のほうが上がって高くなっておるという、認識が。

○総務課長 労務単価につきましては、どの工事においても同じ幅で上昇しております。そこは同じでございます。

○中野委員 了解しました。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

よろしいでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時18分　休　憩

午前10時18分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第62号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議案第63号　（仮称）江南市多世代交流プラザ建設（電気設備）工事
請負契約の変更について**

○委員長　続いて、議案第63号　（仮称）江南市多世代交流プラザ建設（電気設備）工事請負契約の変更についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長　議案第63号につきまして御説明申し上げますので、議案書の58ページをお願いいたします。

（仮称）江南市多世代交流プラザ建設（電気設備）工事請負契約の変更についてでございます。

参考資料といたしまして、59ページには仮変更契約書のほうを掲載させていただいております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありますか。

よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時19分 休 憩

午前10時19分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第63号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第64号 （仮称）江南市多世代交流プラザ建設（管）工事請負契約の変更について

○委員長 続いて、議案第64号 （仮称）江南市多世代交流プラザ建設（管）工事請負契約の変更についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長 議案第64号につきまして御説明申し上げますので、議案書の60ページをお願いいたします。

（仮称）江南市多世代交流プラザ建設（管）工事請負契約の変更についてでございます。

参考資料といたしまして、61ページには仮変更契約書を掲載させていただいております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたし

ます。

暫時休憩します。

午前10時20分 休 憩

午前10時20分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第64号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第65号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

○委員長 続いて、議案第65号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第3号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、企画部、総務部、消防本部の所管に属する歳入歳出を議題とします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願いします。

最初に、企画部企画課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○企画課長 企画課が所管いたします補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の70ページ、71ページをお願いいたします。

歳入でございます。

中段の15款国庫支出金、4項1目1節総務管理費交付金で、説明欄の新し

い地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）でございます。

次に、72ページ、73ページをお願いいたします。

中段の21款諸収入、5項2目11節雑入で、説明欄のコミュニティ助成事業助成金でございます。

次に、76ページ、77ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上段の2款総務費、1項総務管理費、2目企画費で、地域団体支援事業及び政策決定支援事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中野委員　区長・町総代事業のコミュニティ助成事業ですけれども、これも片山議員が議案質疑されていて、今申込みも大分立て込んでいて、令和10年まで申請ができないでしたっけ。最後に片山議員もおっしゃっていたんですけど、分割して何団体かできないかという話だったと思うんですけども、実際250万円で結構区で使い切れずに、割と関係ないと言ったら怒られるけど、そういうのもやっぱりがしゃっと入れて買っているケースもあるんじゃないのかなあというふうに想像できるんですけど、例えば50万円ずつ5団体とかにしてもらえれば割と早く、5年たつと申請できましたよねこれって。そういうふうに、ちょっと団体数を増やすようにやっていただきたいなあという要望なんですけど、この間の議案質疑だとちょっと要望できなかったんで。例えば50万円ずつの5団体は、これ市が取りまとめればできるという認識でいいんですよね。

○企画課長　そうですね。必要性が認められれば、県としても市が取りまとめて、市が事業主体として申請することができるとされております。

○中野委員　実際、今区民の自治会からの脱退も結構多くなってきて、なかなか区費を回収するのもやっぱり困難になってくると、原資がなかなか区としても少なくなっているんですよね。その中で備品を購入していかなきゃいけないとなると、こういうやっぱりコミュニティ助成金って非常にありがたいなあと思って、その辺をもうちょっと真剣に、10年といわず前倒しし

ていただいて、そういう分割、50万円がいいのか100万円がいいのかどれぐらいがいいのかよく分かんないんですけれども、その辺を早急に区長や団体にアンケートを取ってもらって、ちょっと申し込める団体数を早急にやっていただきたいなあとというお願いです。

もしそれを今やれるやれないという回答はできないと思うんですけど、お願いします。以上です。

○委員長 要望でいいですか。答弁は。

○中野委員 答弁してもらえんならしてほしいですけど。

○企画課長 既に出てきております3団体につきましては、下限額の100万円を超えておりますので、取りまとめて申請ということはできない状況でございます。

現状、県の申請が中核市以外は1年間に2団体、採択されるのが近年は1団体で不採択が1団体、その不採択の1団体は翌年に回りますので、そういったことからしますと、次回の申請が令和10年を予想しております。

その前の段階では、区長会で御案内をしておりますけれども、今、中野委員のおっしゃるような内容も踏まえて周知のほうはしていきたいと思います。

○稲山委員 ちょっと今のことで確認なんだけど、この宝くじの補助金というか助成金というのは、たしか1回しかできなかったような記憶があるんだけど、申込みも。そうした場合、30万円でも50万円でもいいんだけど、その5団体とも集めてやるんだけど、申込みをされた区というのは、50万円1回そこで申し込んだらもうそれで終わりなのか。それか、その1団体、5団体を1つ、市が一遍に出すと、市としてその5団体とかまとめて出すのも、もうそれはそれで終わりなのか、その辺の見解はどういうことになる。

○企画課長 一度申請をしますと、5年間、間が開きますと再度申請が可能になります。

市が取りまとめた場合につきましても、各自治会、自治区で一度申請した形にはなると考えますので、5年間、間が開けばまた申請は可能と考えております。

○稲山委員 そうすると、仮に今必要であるということが20万円なら20万円でいいよと言ったら、そうすると、その申請が通れば、次の5年間というの

はその20万円の申請で終わって、また次の申請に出せるという解釈でいいわけやね、やっぱり。

○企画課長 そのとおりでございます。

〔発言する者あり〕

○委員長 ほかに。

○藤岡委員 同じくコミュニティ助成事業で、私の住んでいる上奈良区は以前申請させていただいて、その年は6地区が来られてくじを引いて、そうしたら副区長がくじを引いたら6番を引いたので、申請するまで3年ぐらいかかったんですけれども、最終的には250万円いただき、その当時は本当に2団体ずつ申請ができて、2団体が認められてというところだったんです。

いつぐらいから1団体しか、今、申込みは2団体できているんですよ。だけれども、1団体しかもう認められないという形で、今、3団体の申込みがあるので、3団体を消費するには多分3年かかるだろうということになっていると思うんですけれども、なかなかもう今のように宝くじの売上げが少なくなってきたので、コミュニティ助成の金額に回せるお金も少なくなってきたという、そういう形なんではないかな。

○企画課長 令和2年度までは2団体採択されることもございましたが、令和3年度以降は1団体ずつとなっております。

○委員長 藤岡委員、よかったですか。

○藤岡委員 これも議案質疑のところで、上限が250万円で下限が100万円でしたっけ。だから、100万円を下っての申請は市で取りまとめを行うことができるというような答弁だったので、ただ次の、今、中野委員からも提案があったと思いますが、今の3団体の申請が終わって、次の募集を開始するときに、どういう市として声かけの仕方をするのかという形になってくるといって、その段階でもう最初から250万円を超えるような申請をしてくるようなところがあったらそこが決まってしまうので、その段階で100万円を下回るような町内会が3つ、4つ、5つ出てきたら、それは取りまとめてできるといって、そういうような感じなんではないかな。

○企画課長 区長会のほうでコミュニティ助成の御案内をして申請の取りまとめをしておりますので、その段階で100万円を下る要望額が多いのか、100

万円から250万円内の要望額が多いのかというところを把握しながら、申請する区を決めていくことになると思いますけれども。

中野委員がおっしゃったように、ニーズをその前段階である程度把握できれば、そういったことが想定しやすいのかなと考えております。

○委員長　よろしかったでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて総務部総務課について審査をします。

では、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長　それでは、総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、議案書の72ページ、73ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上段の16款3項1目総務費委託金、3節選挙費委託金でございます。

続きまして、76ページ、77ページをお願いいたします。

歳出でございます。

下段の2款1項6目行政事務費、右側説明欄、公用車管理事業と、次の78ページ、79ページ、最上段の選挙管理執行事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○中野委員　76ページ、77ページのNHKの受信料ですけれども、これ一課一課聞いていくのも煩わしいので、市役所で大体全体で400万円ぐらいだと聞いたんですけど、次年度こういうのを見られないようにすると受信料も払わなくていいというふうに聞いていて、副市長のほうからもそういう指示は出ているというふうに聞いて、実際来年何ぼになるんやという話で、取りまとめで分ければ教えていただきたいんですけど、担当課ごとに聞いたほうがいいのか、総務課で取りまとめて把握しているのか、いかがでしょうか。

○総務課長　報告自体は、総務課のほうで取りまとめてしているところですが、来年以降の接続の意向につきましては所管課で判断するというふ

うに考えておりますので、この場におきましては、総務課で所有している対象となりました5台につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

現在設置しております5台のうちの1台につきましては、テレビ放送の受信ができないように改修をいたしまして、改修ができ次第、NHKとの契約につきましては解除をする予定でございます。

そのほか残りの4台につきましては、こちらのほうがメーカーオプションでカーナビを設置しておりましたことから、車両と一体となっておりまして、テレビ放送の受信だけをできないようにすることが困難であるというふうに聞いておりますので、今後受信ができないようにできないかということを引き続き調査して、可能であれば解除する方向で考えております。

○委員長　よかったですか、中野委員。

○中野委員　はい。

○野下委員　そもそも論なんですけど、これ設置するときこういう受信料がかかるということは、何か説明とかそういうものはなかったんですか。全部の課に関係するんでしょうけど。そういうのがあればこんなこと起こらないんでしょうけど。そもそも論ですけどね。それがなかったんで、今回こうなっちゃったと。それはどこが悪いの。

○総務課長　差し当たってカーナビを設置する際には、特段のそういった受信料の話は、一般的にも個人が設置する際にもないとは思いますが、それはさておきまして、カーナビにテレビ放送受信機が備え付けられている場合には受信料がかかるといったことと、それから事業用のテレビ放送受信機については、受信機ごとに契約が必要であるという認識が不足していたことから生じたものですので、契約いたしました当方にも責任があるというふうに考えております。

○野下委員　一般的に、カーナビでテレビ受信ということでしょう。そもそもカーナビというのは、テレビを見てはいけないもんじゃないんですか。そもそも、そもそも論ですよ。

○総務課長　自治体のカーナビにつきまして、江南市だけでなく、事業を実施する上で、基本的にはカーナビの操作はいたしましてもテレビを受信する目的では使用していないものというふうに認識をしております。

○野下委員　　ごめんね、しつこいようで。

これ普通だったらカーナビだけつけばテレビは見られないと思うんですよ、個人的なことも言うとな。だけど、テレビ何とかできませんかという、何とかしてくるかも分からないんですけど、これ言っているかどうか分かりませんよ。

だから、こういうのというのは、そういう市のほうで、これはテレビを見られるようにしてくださいとか、そういうことになってこういうテレビの受信になるんですか。普通はテレビ見られないはずなんですけど、カーナビって。違うの。

〔発言する者あり〕

○野下委員　　そもそも映らないんじゃないの。

○委員長　　暫時休憩します。

午前10時39分　　休　憩

午前10時43分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長　　カーナビに設置がされておりますテレビ放送受信機能につきましては、見られる状況ではございます。

○藤岡委員　　79ページの参議院の選挙費用について、これ最初に県から示された、多分立候補者がこのぐらいいるだろうからこのぐらいの看板を設置できるのを作りなさいよと言われていたのが、やはりもっと立候補者が増えそうなので、それを増やすために県から言われて区画数を増やすための措置という意味でよろしかったですか。

○総務課長　　当初予算に計上しておりましたのは21区画でございましたけれども、こちらのほうは、県のほうから見込みが出ていたわけではなく、前回の令和4年の作成区画と同様のものを予算計上しているところでございます。

○藤岡委員　　じゃあ、それに対して実際には、今回は県のほうからこのぐらゐの立候補者がいそうだとこのぐらゐは用意しなきゃいけないということと言われて、足らなかったんで予算措置をするということですか。

○総務課長　　今年度に入りましてから、県のほうから27区画で作成するように通知が参りましたことから、今回、補正予算の計上をさせていただいてい

るところでございます。

○藤岡委員　すみません、ちょっと直接今回の議案とは関係ないですけど、万が一、衆参同日選挙になった場合の措置はどういうふうに今後なってきますかね、予算措置も含めて。

○総務課長　衆参同時選挙になった際には、衆議院のほうは専決扱いになるかと思えますけれども、予算を設定いたしまして、別でのポスター掲示場を設置する。公示日が異なってしまうので、タイミングが異なりますことから、改めて設置していくという流れになるかと思えます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○委員長　委員外議員の大薮議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようですので、委員外議員としての発言を許します。

○大薮議員　3点だけお願いします。

1点目が77ページです。

公用車運行管理事業のテレビの受信、NHKの関係ですが、まずあるホームページを見てみますと、空中線を遮断すれば、それでNHKの受信料は免れるというふうに聞いておりますが、これ今回のものの全部が受信できないようにするものなのか。

例えば、市長車ですとか議長車にもナビと同時にテレビが見られる装置がついています。万が一の場合とか、それからもう一個、例えば消防なんかのものについても、場合によってはテレビから来る、そういった情報が役に立つ場合もあります。全部をこれ遮断するのか、それとも必要なものに関しては受信料を払ってでもそのままにしておくのか。これが1点目です。

2点目です。ごめんなさい、2点でいいですわ。

2点目は、今回のこの金額、NHKに支払う料金については、延滞料等の免除措置というのか、減免措置みたいなものが適用されたのかどうか。この

2点お願いします。

- 総務課長 カーナビの今後の接続についてでございますけれども、おっしゃるとおり、見えない状況、アンテナを外すとか、そういった線を外すことで契約のほうは見直すことができるものと考えます。また、市長車を含めた総務課で取り扱っている5台につきましては、基本的にはテレビを見る必要はないというふうに考えておりますので外す意向でおりますけれども、先ほど申し上げたように、5台のうち4台はメーカーオプションということで、メーカーにおいても外すことができないというふうに聞いておりますものですから、こちらのほうはそういった点から、今後引き続き外す方策を考えていきたいというふうに考えております。

それから、消防のほうにつきましては、必要性はあるのかなのかというところにつきましては、総務課で判断はつきかねますものですから、所管してみえます消防総務課のほうで検討するものと認識をしているところでございます。

それから、延滞金等のペナルティーとか割増金等の請求等に当たりましては、日本放送協会放送受信規約の中で、3期分以上延滞した場合には、1期当たり2%の割合で延滞利息を請求をすることができるということがございますけれども、NHKに確認しましたところ、今回契約をまだしていない状況なので、滞納ということではないため、加算はしていないというふうに確認をしております。

また、同じく受信規約におきましては、受信機の設置の月の翌々月の末日までに正当な理由がなく契約を締結していなかった場合につきましては、受信機を設置した翌月から契約を締結した前月までの期間の受信料と、その受信料を請求するに当たってはその受信料の2倍の金額を割増料として請求することができるという規定がございますが、こちらのほうにつきましても、今回の未契約につきましては、割増料の請求は行わないということで、NHKのほうに確認をいたしているところでございます。

- 大薮議員 1個目の質問に関する答弁がちょっとずれているかなあと思ひまして、私が言っているのは、例えば市長車なども、市長が例えば自宅から緊急時にこの市役所まで来る、距離は大した距離じゃないかもしれませんが、

例えば大地震、それから災害なんかでテレビなんかで流れてくる情報というのは、これは無視できないですよ。それを全部カットしてしまうというのは、これ逆に問題があると思うんですが、必要なものはそのまま継続すればいいと思っているんですけど、その辺どうでしょうか。

○総務部長 必要性というところで、必要なものについてはそのまま継続させていただいて、見る必要がないというものについては取り外すということで今後も対応してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○大薮議員 ぜひその辺については、要望になりますけれども、市長車もそうですが、消防のほうも、そういった情報というのは、テレビからの情報というのは緊急性を持って大変大事なところもあると思いますので、十分検討をなされて、全部が全部これ必要ないということでカットにならないようにひとつよろしくお願いします。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、総務課については審査を終了します。

議事の途中ですが、暫時休憩といたします。

午前10時52分 休 憩

午前11時06分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、財政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長 それでは、財政課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

最初に、歳入でございます。

議案書の72ページ、73ページをお願いいたします。

中段、19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

続きまして、別冊の令和7年度江南市6月補正予算説明資料をお願いいた

します。

説明資料の４ページをお願いいたします。

一般財源調でございますが、19款繰入金は、江南市財政調整基金繰入金の今回計上額でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようですので、続いて消防本部消防総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防総務課長　消防総務課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の70ページ、71ページをお願いいたします。

補正の歳入でございます。

中段にございます15款３項４目消防費委託金、右側説明欄、消防総務課でございます。

次に、議案書の88ページ、89ページをお願いいたします。

最上段にございます９款１項１目消防総務費で、右側説明欄、消防団運営事業、市有財産管理事業及び消防車両整備保全事業でございます。

説明は以上です。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員　消防団水利アプリの導入ですけれども、これは消防団員全員の方がアプリをダウンロードしたり使用するのに必要なお金という、そういう、何に必要なお金になってくるんでしょうか、これは。

○消防総務課長　目的といたしましては、藤岡委員おっしゃられます消防団が使用するアプリを想定しております。

ただ、こちらに書いてあります必要なお金につきましては、そのアプリを開発し、それを開発したものを購入して使用するための費用でございます。

○藤岡委員 江南市の水利がマップに出てくるとのことなので、市オリジナルのアプリを開発して、それを購入する費用ということで、使用料はかかっていないということでしょうか。

○消防総務課長 使用料につきましては、保守委託という形で毎月のランニングコストが必要になってまいります。

○藤岡委員 最初の部分で、これはオリジナルのソフトを江南市が発注して購入する費用という形になるんですか。

○消防総務課長 そのとおりでございます。

○委員長 ほかに。

○藤岡委員 ランニングコストがかかるということなんですけれども、その予算は今回計上しないのでしょうか。

○消防総務課長 ランニングコストにつきましては、実はこのアプリの開発から購入につきましては、国の補助事業を活用して実施をいたします。

したがって、今年度につきましては、この事業の制約上、12月、1月、2月までの3か月間のランニングコストにつきましてはこの国の事業を活用します。3月分につきましてはそれを活用できませんので、下段にありますアプリ保守委託料、ここが3月分のランニングコストということで御理解いただければよろしいかと思います。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○稲山委員 今のアプリの件ですけれど、国からの補助金歳入消防団の力向上モデル事業費委託金なんだけど、この消防団の力向上モデル事業費委託金、まずこれ全額なんだけど、今回アプリの導入に向けて、まずこの補助金をアプリに使おうとしたいきさつはどういうことなのか、ちょっとまずそれを聞きたいんだけど。ほかにもっと使うことを考えなかったのか、ちょっとお聞かせ願いたいんだけど。

○消防総務課長 委員御質問のいきさつにつきましては、現状、当市の消防団につきましては、火災が発生したときには尾張中北指令センターから来るメールを頼りに火災現場を把握し、駆けつけていただいております。

ベテラン団員につきましては、ある程度消防水利のほうを把握できる方も見えますが、全員がというところだと、若く入ってきた団員ですと、なかなかそこまで市内900、1,000近くある水利を把握するというのは、なかなか今まででも大変なことではありました。このアプリを活用することで、どんな団員もそれを活用して、火災現場もしくはその近くの消防水利、防火水槽、消火栓の位置が把握できて、その場所へナビして到着できるというようなものになるので、これは消防団からの要望もあったことから、こういうような今回、国の事業のほうにエントリーをいたしまして、それが採用といいますか、認めていただいたというものになります。

○稲山委員　　今言われたナビの話なんだけど、そうすると、まず1点目に、消防車両全てにナビがつくんかな、これ。

○消防総務課長　　車両にナビということではございませんので、アプリの想定しているイメージとしましては、団員が保有していますスマホのほうに、中北指令センターから来るメールの場所をコピーアンドペーストしていただきますと、その場所が表示され、またそこまで行くナビゲーションをしてもらえるということを想定しております。

○稲山委員　　スマホで尾張中北指令センターから入ってくるんだけど、結局一次出動の管区ならすぐその地図データでも大体場所は分かるんだけど、実際問題ちょっと離れたところで、スマホの画面で火点を探すこと自体がまず難しい。そこで水利がばあっと出てきたとしても、一次出動よりも署がまず着いておる、実際問題。署が着いておって、ほんで空いておる水利を実際に団のほうに送れるかというのと、多分送れない、そんなことは。

だで、団の要望がどこまであるのか知らんのやけど、本来は水利があって、一次出動で本署が着いて、まず本署の指令が多分どこの水利につけろよと多分指令が入ってくるはずだわ。そうすると、もう入るところが分かっているもんだから、空いておる水利を団のほうに送るようなアプリにしないとこんなもん意味がない、実際。

それと、もう一つあるのは、できれば残してほしいのはゼンリンの地図で、昔あったように何ページのAの13番だとかいってやったほうが、消防車両を運転している人間からすると、団からすると、そっちのほうが水利は絶対分

かりやすい、はっきり言って。今のこのアプリでは、本当に水利を探すの大変。幾ら水利の表示があっても。

と思うもんだから、その辺のアプリの改良をもうちょっとしていただかないと、本当に導入しただけのものになってしまうので、いろいろと、確かにいいことはいいことだけど、やはり一番早く水利に着ける方法をしっかりと考えないと、本当に無意味な状態になっちゃうもんだから、だからその辺をもうちょっと考えていただいたほうがいいかなと。

これができるなら、本当に消火栓と今の防火水槽ときちっと分けて、そしてできるなら、市街化調整区域における火災だったら、できないと思うんだけど、今の畑かんの位置まで入れてもらおうと絶対いい。だけど、できないのは分かっておるから言うだけなんだけど、そうすると本当の水利自体はきちっとなってくる。二次出動で行ったって本当にもうどうしようもないもん。ポンプ車なんか着かれてしまったら、実際に古知野のまちの中でもあったけど、ポンプ車が着いちゃって、目の前に水利があるんだけどつけられないというのが幾らでもある、実際問題。

だから、そういった方法もいろいろと考えていただいて、アプリを活用していただくようお願いをしていきます。以上です。

○委員長 答弁できますか。

○消防総務課長 参考にさせていただきたいと思います。

開発者との協議がちょっとまだこれからというところがございますけれども、イメージとしては、1つだけではなく広範囲に水利を表示させ、できればここはもう使っているなということが分かるよう着いた車両なんかも表示させるところまでいけばいいなあとは想定しておりますが、ちょっとこれからの調整だと思いますので、御意見として参考にさせていただきたいと思えます。

○稲山委員 お願いします。

○委員長 よろしかったですか。

○稲山委員 はい。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○委員長　大藪議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「まあいいて」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようですので、委員外議員としての発言を許します。

○大藪議員　ありがとうございます。

今、稲山委員のまあええわというのは、言ってもええわというふうに理解させていただいて、1点だけです。

これ特定財源で来ていますのであれなんです、実際、費用対効果はどうかというのとは教えていただければあれなんですけれども、1個、実際に具体的に水利アプリというのがどういうふうに機能してどういうものなのかというのがよく分かっていなくて、それでバンドルというか、試行版は試されたのかどうか、実際に。具体的にこうだったというような示せるものがあれば教えていただきたいです。

さっき稲山委員の質問の中に、ゼンリンの地図にというのは、これも一つありだと思うんです。ただ、その地図、車に隊員分全部積んでおくわけにはいかないんで、そうすると、若い隊員なんかは恐らくスマホのほうが扱いやすいと思うんですね。これはありだと思うんですけれども、その辺は試行版を試してみた方がいて、こういうふうだからこれがいいというふうな結論が出ればいいなあとっておるんですが、その辺具体的に教えていただければ、お願いします。これ1点だけです。

○消防総務課長　試行版というわけではございませんが、実はいつとき、本当にすごく短い期間ではありましたが、無料で使えるものが存在しておりました。実際にそれを消防団員の方々に紹介をさせていただいて、そういった形で火災現場のほうに来ていただいたときがございます。

それを使っていただいて、実際にその無料版というのが使用できなくなった事情がございまして、そのタイミングでやっぱりあれ便利だったねという御意見がありました関係で、今回そういう似たような形プラスアルファバージョンアップするような形でアプリができないかということで、今回このよ

うな形で進めておるものでございます。

あと、地図のほうにつきましては、またこのアプリを導入することによって地図を廃止するという考えはございません。あくまでも、職員でもそうですけれども、機械に頼りすぎてどうしても今まで、大昔やっていた地図の検索で行くこともしておりました。補完的にそちらのほうは残す形で考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大薮議員 はい、結構です。ありがとうございます。

○委員長 よろしかったですか。

○大薮議員 はい。

○委員長 ほかに質疑はありませんですね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時22分 休 憩

午前11時23分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第65号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第69号 災害対応特殊救急自動車売買契約の締結について

○委員長 続いて、議案第69号 災害対応特殊救急自動車売買契約の締結についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防総務課長 それでは、議案第69号につきまして御説明申し上げますので、追加議案書の1ページをお願いいたします。

令和 7 年議案第 69 号 災害対応特殊救急自動車売買契約の締結についてで
ございます。

2 ページには、参考といたしまして、売買仮契約書を掲げてございます。

説明は以上です。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします
ます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○藤岡委員 5 者による競争入札を行ったというふうにお聞きしましたけれど、5 者とも江南市内でしょうかね。ちょっと参考にお聞きします。

○消防総務課長 5 者のうち 1 者が市内業者で、残りの 4 者につきましては市外の業者でございます。

○委員長 よろしかったですか。

○藤岡委員 この入札に際して仕様書というものがやはり示されたと思うんですけど、この災害対応特殊救急自動車というのはどんな車両なのか、仕様書にどのようなことが書かれているのかと、ちょっと参考に聞かせてください。

○消防総務課長 まず、この名称の災害対応特殊という言葉は、緊急消防援助隊の国の補助制度を活用して更新のほうをさせていただく関係でこういった名称が、その補助を使う場合には、救急車だけではなくその名称を使わせていただいております。

どんな特徴があるのかというところになるかと思いますが、今までのほかの救急車と特段大きな違いというのはございませんが、去年の寄贈救急車のときでもそうですが、最近の救急車につきましては、まずちょっと横文字で申し訳ないんですけど、アクティブアイコンというもので、より安全に救急走行を行えるように、走行状況に応じて点灯モードを変えられる赤色蛍光灯を採用しております。

また、それ以外にも全ての全方向をモニターできるように、そういった、アラウンドビューモニターといいますけど、そういった仕様も採用してございます。

○委員長 よろしかったですか。

ほかに質疑はございませんか。

○土井委員　決算のときの成果報告書を見ると、いつも救急自動車の運用のための救急救命士の人員体制について言及があるんですけど、今回の新しい救急自動車加わって、どういう人員体制で運用というのはされていくのか。その体制も整った上での更新なのか伺います。

○消防総務課長　人員については、現在の第6次総合計画の目標値であります24名を目標にはしておりますが、そういった現状の救命士の数、もうちょっとでなんですけれども、4月1日現在では運用救命士が23名でございますが、人数に変動はございません。

ただ、昨年少し寄贈救急車の関係でお話しさせていただいておりますが、実は令和9年度、令和10年度を予定しておりますが、次の車両の更新で4台になるか5台になるかというところを検証していきましょうという当局の中での話になっておりますので、5台目が認められた暁には、今の24名では苦しいところは実際にはありますので、協議していきたいとは思っておりますが、これからのことです。4台から5台になったのは現実的にはございますので、今は今の人数で何とか対応しておりますが、やっぱり現実的には厳しい人員というところでございます。

○委員長　副委員長、いいですか。

ほかに質疑は。

○中野委員　これと少し離れるかもしれん。今の関係もあるんですけど、救急車の出動回数って、結局まだ増えていっているのかな。

○消防総務課長　救急車の出動回数につきましては、右肩上がりに増えていっております。やっぱりこれはどうしても、人口は少なくなっているとは言われるものの、高齢者の割合としましては増えているのが原因であるというふうには、国のほうの統計でも出ておりますが、当市につきましても毎年毎年増えている状況でございます。

○中野委員　実際、今有料化しているところがあって、着いたときにそれが入院が必要なのか、なるのかならんのかというあれで、実際そういう割合を見ると、必要はないと言わないんだけど、軽症だった割合が6割とか7割とかという状態で、今いろいろ広報とかそういう周知も＃7119でしたっけ、

何かそういうのもいろいろやってもらっていて、その辺の割合もあまり変わりなくというか、やっぱり増えていっているのか、それがちょっと抑えられているのか。

前も私ちょっと一般質問でさせていただいたけど、実際やっぱりきちっと必要なときに必要な方になると、今それが時間かかって本当は助けられる人がというところもあると思うんだけど、その辺の抑制はできているのかどうか、どうでしょうか。

○消防総務課長 委員の今の御質問ですと、救急車の適正利用のところも踏まえての御質問かと思いますが、実際には軽症者の割合というのは、消防署のほうの件数にはなってくるんですけれども、軽症者の数としましては特段減ってきているということではなく、5割をたしか超えている方が軽症者で救急車を利用しているというところではございます。

ただ、これも一概にそれが全て適正な利用ではないということは、やっぱり一件一件の事案を検証していかないと難しい判断ではございますが、先ほどおっしゃられました#7119、愛知県のほうでは検討段階で、当市のほうでもそれが利用できる状況ではございませんが、適正利用については、消防署のほうで市民の方への周知のほうは毎年毎年実施しておりますので、根気強く市民の方へのそういった周知のほうは実施していきたいというふうには考えております。

○中野委員 今実際、年間の出動件数というのは何千件とか、そんな件数だったと思うんだけど、今の23人とか24人ぐらいで対応していくと、対応し切れるのが多分何千件のここですよというのがあるとは思いますが、今現実、そこら辺のアップーってどれぐらいを想定しているのか。今もう、そのアップーを超えて今出動件数が増えているのか、そこら辺のデータのどういうふうな認識になっているのかをお聞きしたいんですけれども。

○消防総務課長 今の救命士23人で対応できるのかというところの御質問かと認識しておりますが、1人だったり、特定の救命士が同じ日に同じ、何度も何度もというところの出動、労務管理のところになるかと思いますが、そういった形は避けて、できれば継続して何回も同じ救命士が出動しないようには、消防署のほうでは対応して実施のほうをしておるといふふうに聞いて

おりますので、この23人で対応ができるのかという問いの答えにはちょっとならないかも知れないんですけれども、現状は、今までは救急車4台に対して目標を24人ということでしておりましたので、実際に5台に増えております関係で、やっぱりこちらのほうはそれなりの救命士の数というのは確保していきたいというふうには消防のほうでは思っております。

○中野委員　最後ですけれども、実際今5台になって、今、出動件数がわあっと増えていっているとなったときに、どこかでもう対応し切れない状況になってくると思うんですけど、このまま増えていけば、まだ高齢者の人口が増えていくとなると、これからまだ増えていくという可能性のほうが高いと思うんですけれども、そうなったときにやっぱりもう対応し切れない状況になってくると、それは江南市として生命と財産をとというふうに言っている中で、それが果たせない状況になってくるというのは、これは本末転倒だと思うので、それをきちっと対応できるような体制整備としてどのように考えているのかちょっとお聞きしたいんですけれども。

○消防長　需要と供給の問題というところを言っておられると思うんですけれども、三重県のほうで選定療養費とか、全国的には＃7119といったもので、救急の抑制というんですかね、そういったことを取り組んでいるといったところがございます。

選定療養費を導入しているようなところというのは、人口に対する救急の割合というのが非常に多くて、江南市は今約10万人に対して5,600人、5%から6%の間ぐらい、これが先進的にそういった選定療養費を取り入れているというところは8%を超えるような件数、そういったところもあることから、市全体で取り組んでいるといったことかと思います。

まだその段階にはうちは達していないというふうに判断しておりますので、＃7119を愛知県のほうが、名古屋市が導入しておりますので、そういったところの検証を踏まえて、県内で足並みをそろえてやっていければという形で今検討のほうをされておりますので、そういった取組を注視してまいりまして取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結してよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　じゃあ、暫時休憩いたします。

午前11時36分　休　憩

午前11時37分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第69号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、先ほど採決されました議案第59号　江南市市税条例等の一部改正につきまして、税務課より答弁を訂正したい旨の申出がありましたので、この訂正の申出を許可いたします。

○税務課長　貴重なお時間をいただきまして、誠に申し訳ございません。

議案第59号、税務課の所管いたします江南市市税条例等の一部改正についての大薮議員の質問中、マンションの棟数に対する答弁で164棟と申し上げましたが、正しくは154棟でございました。おわびして訂正いたします。

○委員長　なお、この議案は既に採決されておりますが、この訂正による採決への影響はないということでしょうか。

〔「はい、そうです」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようですので、特にこの採決については影響なしということで扱わせていただきます。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

年度調査事項について

○委員長　次に、続きまして、年度調査事項等を協議していただきます。

今年度、当委員会の調査事項、行政視察について決めていただきたいと思います。

います。

なお、昨年度までの総務委員会の年度調査事項と視察調査先を一覧表にしてタブレット端末に配信してありますので、参考にしてください。

最初に、年度調査事項を議題とします。

御意見はありませんか。

〔「どこに」と呼ぶ者あり〕

○委員長 委員会の常任委員会のフォルダーの中に。

よろしかったですかね。

最初に、年度調査事項一覧表のところの令和7年度（案）というところを作成していきませんが、令和6年度までのものも参考にして、引き続き令和6年度と同じようにやっていくのか、新たに修正を加えるのかの御意見をお聞かせいただきたいと思いますので。

〔「マイナンバーカードって必要なの」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ただいまマイナンバーカードについて必要かどうかという御意見をいただきましたので、ほかに御意見ございますでしょうか。

〔発言する者あり〕

○委員長 すみません、まだ委員会の最中ですから、マイクを使って。

○中野委員 これ、昨年度1番のマイナンバーカードについてをずっと記入されていますけれども、一通り普及率も上がってきたし、必要なのかなあという疑問もあるんですけど、いかがでしょうか。

別に入っているんなら入っているでいいんだけど、なくてもいいんじゃないかなという。

○委員長 ほかに何か御意見ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 ちょっと私から意見ですけれども、令和5年度まで行財政改革というのが入っておったんですけど、令和6年度からなくなっておるんですけど、まだリノベーションということで行財政改革ずっと続けてやっていきますんで、行政事業レビューは今やっていないんでいいんですけども、これも改めて入れさせていただきたいと思いますが、マイナンバーカードも行財政改革の一端にはなりますので、その辺、マイナンバーカードについては何か

御意見があれば言っていただきたいと思いますけど。

副委員長、どうですか。

○土井委員　私もマイナンバーカードにつきましては、委員会として改めて特筆しなくても、DXですとか行財政改革、その他のところで包含して考えていけばいいかなと思いますので、委員長御提案のとおり、マイナンバーカードについてを一度削除して行財政改革を入れることに賛成の意見です。

○委員長　ほかに御意見はございませんでしょうか。

〔「お任せします」と呼ぶ者あり〕

○委員長　ありがとうございます。

今お任せしますという発言がありましたんで、じゃあ今年度の当委員会の調査事項については、委員長、副委員長に一任ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　ありがとうございます。

それでは、今年度の調査事項につきましてはそのように決定させていただきますので、よろしくお願いします。

また、ただいま決定しました事項につきましては、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査として完成しましたら、議長のほうに申出していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

行政視察調査日程について

○委員長　続きまして、行政視察調査日程を議題といたします。

日程（案）につきましては、事務局より説明をお願いします。

○事務局　案といたしましては、A案、10月6日月曜日から10月8日水曜日まで、B案、10月14日火曜日から10月17日金曜日まで、C案、10月21日火曜日から10月24日金曜日までの3案となっております。

この中から何泊何日で実施されるのかをお決め願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長　ただいまの説明による3案につきまして、御意見等ございますで

しょうか。

○中野委員　　今1泊なのか2泊なのかという話だと思うんですけども、2泊だと3か所を巡らなきゃいけないとなると、結構3か所でやっぱり見つけて全て当たりというのは結構難しいと思うので、本当に1泊か2泊というよりも、行きたいところが2か所だけなら1泊でいいだろうし、行くところはその近くに3か所あれば2泊でもいいだろうし、行くところありきで1泊なのか2泊なのかを決めればいいのかなあと思うんで、前、委員長をやっておったときに、結構2泊ありきで3か所見つけると、外れといたらあれなんだけど、あんまり参考にならん事例も結構出てくるんで、無駄な視察は何か控えて1泊なら1泊でもいいのかなあと思うんで、その部分についてはお任せします。

○委員長　　一応、今3案出してありますけれども、皆様の御都合が何かいいというのがC案だというふうに、ちょっと内々にお聞きしたところでは21日から24日が皆さんの御都合がよろしいというように……。

〔「1泊か2泊かはもうお任せします」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　お聞きをしておりますが、何が入るかも分からんですけども、取りあえずC案で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　それでは、C案の10月21日火曜日から10月24日金曜日までの期間で実施し、そのうち何日間で行うかについては、行き先によってまた考慮するという事で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

○委員長　　そうですね。22日、23日、24日です。

〔「20日」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　C案で問題がないということで、20日が予定があるということで、21日からというふうで、よろしかったですかね。

〔発言する者あり〕

○委員長　　大丈夫ですか。

行政視察の調査先及び調査項目について

○委員長　　続きまして、行政視察の調査先及び調査項目を議題といたします。

先ほど決めていただきました当委員会の年度調査事項に基づき御協議をお願いいたしたいと思います。

どこかよい候補地はございますでしょうか。

〔「今はない」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　今はないですか。

○藤岡委員　　基本、委員長、副委員長お任せでいいんですけど、最近やはりちょっと災害現場ももうそろそろ見たいなあって、能登半島地震の災害現場をもし見ることができて、現地の危機管理官とか現地の職員の話がもし聞けたらというような思いはありますので、一応はお伝えしておきたいと思っています。

○委員長　　ありがとうございます。

ほかに何か御希望等はございますでしょうか。

特によろしかったでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　それでは、今、藤岡委員が言われたのも参考にしまして、正・副委員長に一任していただくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　それでは、そのように取扱いさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

当委員会の研修会について

○委員長　　それでは続きまして、今年度の当委員会の研修会を議題といたします。

研修会の日程、テーマ、講師などについて、御相談させていただきたいと思います。

日程は、議会や会議や視察がないところになろうかと思います。また、講

師の都合もあるので、本日は、まず研修テーマについて何か適切なテーマや講師等をもし御存じであれば御発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○藤岡委員　すみません、これも参考にということで、先日奥能登広域事務組合、輪島市、珠洲市、穴水町、能登町の4つの広域で危機管理官をされている佐藤 令氏という方の講演を聞くことができ、非常にいいお話だったので、日本全国呼んでくれればどこにでも行きますと。もともとが一宮市の出身の方で、航空自衛官をされていた方で、地域防災アドバイザーの資格を持っておられて今危機管理官、自衛隊退職後に危機管理官をされているという形で、議員、職員向けの話もできますし、もし何でしたら市民の方も呼んでいただければ市民向けの話もできるという、そういうことでしたので、一度参考にしていいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長　予算の範囲内でできそうな方ですか。

○藤岡委員　できそうな方だと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長　ただいま藤岡委員から御意見をいただきました。

ほかに御意見、御要望とか。

〔「お任せします」と呼ぶ者あり〕

○委員長　ありがとうございます。

それでは、何かまたそれ以外に御提案等がございましたら、正・副委員長までお知らせをいただくようよろしくお願いします。

9月の委員会の折に、皆様方の御意見、御提案などを踏まえて、改めてこの件については御相談させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本委員会の議題は全て終了いたしました。

本日は慎重審議な御審議ありがとうございました。当局の皆さんもお疲れさまでございました。

これをもちまして、総務委員会を閉会といたします。本日はどうもお疲れさまでございました。

午前11時51分　　閉　　会

江 南 市 議 会 委 員 会 条 例 第 2 9 条 第 1 項
の 規 定 に よ り こ こ に 署 名 す る 。

総 務 委 員 長 須 賀 博 昭